

パン・おにぎり等の自動販売機設置許可特記仕様書

件名	自動販売機設置許可
履行場所	東京都立桜修館中等教育学校 A棟1階 生徒昇降口
履行期間	令和8年4月1日～令和11年3月31日
履行目的	東京都立桜修館中等教育学校生徒の福利厚生、生活安全指導のため
概要	東京都立桜修館中等教育学校内にパン・おにぎり等の自動販売機の設置を許可する。
条件	<p>本許可の取扱は、 自動販売機設置のための教育財産使用許可要綱 都立学校における食堂、売店及び児童販売機等の取扱いについて 行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の計算方法 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4及び特記仕様書による。 借地代(一括3年分)と電気代(例月)については、別途納付の必要あり。 明記されていない事項、疑義については、双方協議の上、学校の指示に従うものとする。</p>
詳細仕様	<p>(1) 販売内容</p> <ul style="list-style-type: none">・生徒の健康面に配慮した商品の提供をすること。・菓子パン、調理パン及びおにぎりを販売すること。 なお、デザート類(ゼリーなど)は販売できるが、ジュース等の飲料及び菓子類(ビスケット、スナック類、キャンデー、チョコレート、チューインガムなど)の販売はしないこと。・販売物については、生徒の生活安全指導に留意すること。・賞味期限切れとなった販売物が誤って販売されないよう対策を施すこと。・事前に提出した販売品目及び価格の一覧にある品目の中で販売することとし、新たな品目の追加等をおこなう場合には、改めて販売品目及び価格の一覧を提出し学校と協議すること。・文化祭開催時は、生徒部と相談すること。・包装は袋状のものとし、カップや箱など飲食後にかさばる形状は避けること。

(2) 自動販売機本体

- ・販売機内の「販売表示価格」を明記すること。
- ・設置台数は1台とする。幅100cm以下 奥行90cm以下で設置できるものとする。
- ・災害対応用の自動販売機であること。
- ・現金のほかに交通機関ICカードが利用できること。
- ・賞味期限切れとなった販売物を販売できないよう設定することが可能なこと。
- ・販売時間の設定ができること。
- ・自動販売機は漏電遮断器付であること。
- ・自動販売機には業者負担にて子メーターを設置すること。

(3) 提供条件について

以下の項目の対応を明示すること。

- ・商品の補充及び売り切れへの対応。
- ・学校側の求めに応じた販売時間の操作が可能か。
- ・事故・故障対応。
- ・衛生管理・事故防止（耐震・盗難）について。
- ・学校側の求めに応じた販売品目の変更が可能か。

(4) 食品の自動販売機による販売について

- ・食品衛生管理者を設置して、HACCPに沿った衛生管理を行うこと。
- ・当該自動販売機に、食品管理者、設置者及び連絡先等を表示すること。
- ・自動販売機設置には速やかに食品衛生法に戻づく届け出を提出し、所轄保健所が受理した届出の内容がわかる書類を提出すること。

(5) 設置及撤去

- ・設置のための工事、電気設備等の工事及び撤去にかかる費用については、申請者の負担とする。
- ・自動販売機は震災時の転倒防止等考慮したうえで固定すること。

(6) 設置場所の確認

- ・応募に当たり、設置場所の現地確認を行うこと。
- ・現地確認の日時を事前に本校経営企画室担当者と調整すること。

担当 都立桜修館中等教育学校 経営企画室 電話 03-3723-9966